

CULTURE & ARTS BULLETIN

2024 年 11 月号 (Vol.38)

MHM Culture & Arts Journal - Issue 29 -

森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループ

Monthly Topics

文化芸術に関する最近の動向（～2024 年 10 月 5 日）

Lawyer's Pick

1. 米カリフォルニア州で、声や肖像のデジタルレプリカの使用を規制する法案が成立〔佐藤 真澄〕

【AI】【肖像権】【労働法務】

2. DIC 川村記念美術館の休館 - 企業美術館の運営と資本の効率化 - 〔山下 泰周〕

【アート・美術】【コーポレートガバナンス】

3. 消費者庁が「顧客満足度 No.1」に関する実態調査報告書を公開〔一井 梨緒〕

【広告】

Column

サブカルチャーの聖地の歴史と未来：中野ブロードウェイの魅力〔瀧山 侑莉花〕

MHM Culture & Arts Journal では、今月も、文化芸術活動に関連する様々なニュース、裁判例、コラム等を皆さまのもとにお届けします。文化芸術活動に関心や接点を有する皆さまの気付きやアイデアの端緒・きっかけとなれば幸いに存じます。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ Monthly Topics ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

文化芸術に関する最近の動向（～2024 年 10 月 5 日）を一覧化して、ご紹介いたします。文化芸術に関連する幅広い分野の「今」を知るためにお役立てください。

Date	Culture & Arts Topics
9/7	出版者が制作した楽譜を模倣しウェブサイトで無断公開する行為が、楽譜を制

CULTURE & ARTS BULLETIN

	作した出版社の権利や利益を侵害するかが争われた裁判で、東京高裁が6月、「制作者の労力にフリーライド（ただ乗り）する行為だ」としてサイト運営会社に賠償を命じる判決を下した。
9/10	「オニツカタイガー（Onitsuka Tiger）」ブランドを保有するアシックスが9月10日、同ブランドの「DENTIGRE LS」、「DENTIGRE PUFF」、「DELECITY」に酷似するスニーカーをクラシカルエルフ社が販売しているとして、同社に対し不正競争防止法違反を理由に販売行為の差止等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。
9/17	米カリフォルニア州で、声や肖像のデジタルレプリカの使用を規制する法案が成立した。 ⇒Lawyer's Pick1.「米カリフォルニア州で、声や肖像のデジタルレプリカの使用を規制する法案が成立」
9/20	株式会社 DIC は、同社が運営する DIC 川村美術館の休館開始時期を当初予定していた 2025 年 1 月から、同年 3 月下旬に延期することを公表した。 ⇒Lawyer's Pick2.「DIC 川村記念美術館の休館 - 企業美術館の運営と資本の効率化 - 」
9/26	消費者庁が「顧客満足度 No.1」に関する実態調査報告書を公開した。 ⇒Lawyer's Pick3.「消費者庁が「顧客満足度 No.1」に関する実態調査報告書を公開」
10/5	欧州連合（EU）の欧州司法裁判所は、国際サッカー連盟（FIFA）が運用している選手の移籍規定の一部が、選手の自由な移動を妨げており、EU 競争法（日本の独占禁止法に相当）にも違反しており、違法であるとの判決を下した。

[illegible]

1. 米カリフォルニア州で、声や肖像のデジタルレプリカの使用を規制する法案が成立

2024 年 9 月 17 日、米国のなかでも主要な AI 企業が多数集積するカリフォルニア州で、AI の規制に関連して、同意なく俳優やパフォーマーの声や肖像のデジタルレプリカ（デジタル複製物。以下同じ）を使用することを禁止する 2 つの州法が成立しました。いずれの法案も、俳優の利益・労働条件の改善や AI 利用に対し俳優のデジタル肖像権の保護を訴えてストライキなどを行ってきた全米映画俳優組合（SAG-AFTRA）によって支持されています。

CULTURE & ARTS BULLETIN

一つ目の法案 AB1836 は、故人の声や肖像のデジタルレプリカを、映画、テレビ番組、ビデオゲーム、オーディオブック、録音物などで、その遺族の同意なしに商業的に利用することを禁止するものです。現行法においては、死亡した人物の名前や声、肖像等が、当人の死亡から 70 年以内に無断で、製品、商品、物品に使用された場合、損害を被った者からの損害賠償請求が可能とされており、例外的に視聴作品その他一定の芸術作品に使用することが許容されています。法案 AB1836 は、使用禁止の対象に死亡した人物の声や肖像のデジタルレプリカを含めるとともに、デジタルレプリカに関しては、視聴作品その他一定の芸術作品に使用する場合の例外規定の適用を排除するものです。同法案によって、例えば、遺族の同意なく、特定の人物の肖像を AI 等で加工し、実際に映画作品に出演しているかのように登場させるといった表現が規制されることになります。

二つ目の法案 AB2602 は、個人の声や肖像のデジタルレプリカの使用目的について合理的に具体的な説明がされ、当該個人が弁護士又は労働組合によって代表されて締結したものでない限り、実在の個人に代わって当該個人の声又は肖像のデジタルレプリカを使用することを許可する契約条項に法的拘束力を認めないこととしています。AB2602 のような法案が成立するのは米国でも初めてとなります。

今年 3 月には、米国テネシー州において「声の肖像権」を認めるエルヴィス法が可決される（[本ニュースレター2024 年 5 月号 \(Vol.33\)](#) 参照。）など、急速する AI 技術の発展をめぐり、米国国内で様々な規制の動きが広まっていますが、カリフォルニア州における上記 2 つの州法の成立も、このような AI 規制の動きに続くものといえます。

日本においても、日本俳優連合が政府に対し「声の肖像権」の保護を求めたり、声優団体『NOMORE 無断生成 AI』有志の会」が生成 AI を用いて無断で作成した音声・映像に対するルール作りを訴える動画を公開したりするなど、クリエイター側から生成 AI により生成される声や肖像のデジタルレプリカに対する懸念の声が上がっています。国内では、ハードローにより生成 AI を規制する方向での動きは現状見られず、また、肖像権・パブリシティ権との関係における生成 AI の利用の課題について必ずしも議論が進展していないように思われますが、国内外の動向も踏まえ、活発な議論がなされることが望まれます。

（佐藤 真澄）

2. DIC 川村記念美術館の休館 - 企業美術館の運営と資本の効率化 -

2024 年 8 月 27 日、化学メーカーDIC 株式会社（以下「DIC」といいます。）は、同社が運営する DIC 川村記念美術館（千葉県佐倉市）の運営方針の見直しを図るべく、同美術館を休館¹することを公表しました。

¹ DIC は同年 9 月 20 日付「DIC 川村記念美術館の休館開始予定の延期に関するお知らせ」にて、同美術館への来館状況を踏まえ、休館開始日を、当初予定していた 2025 年 1 月から、同年 3 月下旬に延期することを公表しました。

CULTURE & ARTS BULLETIN

DIC が 1990 年に開館した同美術館は、ピカソ、ルノワール、モネ、マーク・ロスコ等、幅広い作品群を有しており、20 世紀の現代美術の世界的なコレクションを有する美術館として国内外から高い評価を受けてきました。754 点の所蔵美術作品のうち、同美術館は 384 点を保有しており、その資産価値は総額 112 億円に上ります(2024 年 6 月末時点/簿価ベース)。

一方で、資本効率の改善を経営課題として挙げていた DIC は、同社の保有資産としての DIC 川村記念美術館が、資本効率の観点から有効活用されていないものとし、2024 年 2 月 13 日付で公表した「長期経営計画『DIC Vision 2030』の Phase1 計画値の見直し」においても、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた同社における資本の効率化の課題の一つとして、同美術館の運営を掲げていました。その後、長期的な企業価値の向上の観点から同社取締役会に対して助言することを目的に 2024 年 4 月に設立された「価値共創委員会」は、同美術館の運営方針について、「業績」や「経営・事業との関係」、「投資家からの意見」を踏まえ、(i) 同美術館の規模を縮小して移転する「ダウンサイズ&リロケーション」、又は(ii)「美術館の運営の中止」を検討するよう助言をしていました。かかる価値共創委員会の助言を踏まえ、DIC は、美術館運営の効率化のため、「ダウンサイズ&リロケーション」を行うことを基本方針としたうえで、「ダウンサイズ&リロケーションの実現性、ブランド価値向上の有効性、作品売却による経済価値等を総合的に考慮して、「美術館の運営の中止」の可能性も排除せず、同美術館の運営方針の決定後速やかに決定内容を実行するべく、同美術館の休館を公表しました。

本件は、上場企業が、必ずしも市場原理になじまない美術品の収集や保存、美術品の研究機能を目的とした美術館を運営する場合に、当該美術館の運営と上場企業として求められる資本コストや株価を意識した経営の実現をいかに両立するかが問題となった事案です。東京証券取引所は、2023 年 3 月、株主資本利益率(ROE)8%未満、株価純資産(PBR)1 倍未満の企業が約半数から 6 割を占めていたプライム及びスタンダード両市場の全上場企業に対して、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応計画の策定と開示を求めました²。本件も、2023 年 12 月期連結決算において 398 億円の純損失を計上し、業績の悪化が顕著であった DIC が、資本効率を重視する市場・投資家の声に応じ、高価な資産的価値を有する DIC 川村美術館及びその保有美術品についての資本効率性を重視し、同美術館の運営方針の見直しを迫られたものと言えます。

一方で、企業による美術館の運営は、美術品の収集や保存管理、その文化的価値の継承という社会的価値を有する側面があり、CSR 活動の一環として株主価値の向上にも貢献し得る企業活動ともいえます。上場企業による美術館運営を評価するにあたっては、短期的な経済的合理性の観点のみならず、その美術館が提供する社会的価値の側面にも配慮が必要ではないかと思われるところです。

DIC は DIC 川村記念美術館の最終的な運営方針について 2024 年 12 月に決定する

² <https://www.jpx.co.jp/news/1020/20230331-01.html>

CULTURE & ARTS BULLETIN

ものとしています。DIC が企業美術館の運営と資本の効率化の両立という難問に対して、最終的にどのような答えを出すのか、注目に値します。

(山下 泰周)

3. 消費者庁が「顧客満足度 No.1」に関する実態調査報告書を公開

消費者庁は、2024 年 9 月 26 日、「No.1 表示に関する実態調査報告書」（以下「本報告書」といいます。）を公開しました³。本報告書は、一般消費者に商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を提供する事業者が、広告等において、商品等の内容の優良性又は取引条件の有利性を訴求するために行う「売上 No.1」、「安さ第 1 位」等の表示（以下「No.1 表示」といいます。）について、かかる表示が合理的な根拠に基づかず、事実と異なる場合には、実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認され、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律 134 号。以下「景品表示法」といいます。）における不当表示として問題となることを前提に、「顧客満足度」や「コスパが良いと思う」等の第三者の主観的評価を指標としている No.1 表示を中心に No.1 表示を巡る実態を調査するとともに、景品表示法について一定の考え方を示すものです。本報告書は、No.1 表示に関する措置命令が下された事案がいずれもイメージ調査⁴を根拠として No.1 表示を行っていたことから、客観的な指標に基づかない根拠による No.1 表示が恣意的・安易な調査に基づいている可能性があるとの問題意識を背景に作成・公表されたものです。

本報告書においては、下記の条件を満たさない調査等に基づく No.1 表示は景品表示法に違反する可能性があるとして指摘されています。⁵

① 比較する商品等が適切に選定されていること

No.1 表示は競争事業者との比較において、自らの供給する商品等が第 1 位であることを示す表示である以上、少なくとも比較対象となるべき同種又は類似の商品等を適切に選定した上で、これらと比較した場合の順位を調査する必要があるとしています。

その上で、「〇〇サービス 満足度 No.1」等と表示する場合において、〇〇に属する同種商品等のうち市場における主要なものの一部又は全部を比較対象に含めずに行った調査等は合理的な根拠にはなりえないとしています。

② 調査対象者が適切に選定されていること

商品等についての主観的評価を調査する場合、恣意性を排除するため、少なくとも、調査対象者は、無作為に抽出された者である必要があるとさ

³ https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/survey

⁴ 調査対象の商品・サービスやこれと比較する競合商品等のウェブサイトを開覧させ、これを開覧した際の印象（イメージ）に基づき、「顧客満足度が高いと思うものを選んでください。」等と質問をして、回答させる調査。

⁵ 本報告書においては、No.1 表示が合理的な根拠に基づく評価されるためには、上記①から③の観点に加えて、表示内容と調査結果が適切に対応していることも必要であるとされています。

CULTURE & ARTS BULLETIN

れています。

また、特定の属性を有する（実際に当該商品を購入した者であるなど）に調査をしたことを示すような表示を行っているにもかかわらず、実際の調査対象が表示と異なる場合には、景品表示法上問題となりうるとしています。

③ 調査が公平な方法で実施されていること

調査者による恣意性や、調査対象者のバイアスを排除した公平な調査が行われる必要があるとされ、例えば、自社に有利になるように回答を誘導する（複数の商品等の中から「おすすめしたい」商品等を選択して回答させる場合に、自社の商品等を選択肢の最上位に固定するなどの方法により選択されやすくする場合など）等の行為を行っていた場合には景表法上問題となりうるとしてしています。

また、商品等の品質や規格の優良性を直接示すものではないものの、「他者からの好意的な評価を多数（〇%も）獲得している商品等であること」を示す表示についても同様の点に留意するべきであるとしています。

その上で、不当な No.1 表示の防止に向けて、事業者が講ずべき管理上の措置（景品表示法 22 条 1 項）を徹底するとともに一般消費者が表示の根拠となる情報を確認できるようにすることが望ましいとしています。

No.1 表示は消費者に対する商品の訴求力が高くなりやすいことから、世の中に多く見られる一方で、主観的な評価は客観的な情報に比して必ずしも当該商品の品質を保証するものにはなりません。本報告書では、事業者が行うべき調査手法や留意すべき点についても詳細に説明されていますので、No.1 表示を行っている事業者においては、自社製品が他の製品より優れていることをアピールしたいがあまり過度な表示になっていたり、十分な根拠に基づかない表示になっていたりしないか、本報告書を踏まえて見直すことが望ましいといえます。

なお、消費者庁のホームページでは本報告書の概要をわかりやすくまとめた資料も公開されておりますので、あわせてご覧ください⁶。

（一井 梨緒）

◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

サブカルチャーの聖地の歴史と未来：中野ブロードウェイの魅力

JR 中央線快速で新宿からわずか 1 駅、中野駅の北口には、駅前広場に直結して北

⁶ https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/survey/assets/representation_cms216_240926_03.pdf

CULTURE & ARTS BULLETIN

へ延びるアーケード商店街があります。「中野サンモール」という名にふさわしく、商店街には常に明るい音楽が流れ、すりガラスのような半透明の天井からは柔らかな自然光が降り注ぎます。ところが、駅前広場の商店街の入口から224メートル進むと、辺りの空気は一変します。昼間の太陽のような商店街が途切れたその先には、混沌とした世界「中野ブロードウェイ」の入口が現れるのです。

商業住宅複合ビルである中野ブロードウェイは、「サブカルチャーの聖地」として長年様々なジャンルのマニア達に愛されてきました。特に2階から3階に所狭しと並ぶ専門店には、漫画、フィギュア、ゲーム、鉄道模型、アイドルプロマイド、レコード等のその道のマニア垂涎の商品がディスプレイされており圧巻です。道幅の狭い、入り組んだ迷路のような薄暗い通路に、雑多な店舗が立ち並ぶその混沌とした様相は、清朝時代に要塞として築かれ、20世紀に無政府状態となって存在し続けた香港の九龍城砦を彷彿とさせます。

しかし、サブカル街・中野の立役者として知られる中野ブロードウェイも、その歴史を紐解くと、1966年（昭和41年）の開業当初は、現在のようなサブカル志向のマニアックな店舗が並ぶ施設ではありませんでした。当時の日本は、第二次高度成長期を迎えており、生活様式も急速にアメリカナイズが進められていた時代でした。中野ブロードウェイはそのような時流の中で、「東洋一のショッピングセンター」として高級紳士服店やレストランが軒を連ね、居住区には各界の著名人が住むようなステータスシンボルとして誕生したのでした。

その後、時代の流れとともに中野ブロードウェイも変貌を遂げます。バブル崩壊後の1991年（平成3年）、旧来型商店経営の衰退とともに、1980年（昭和55年）にわずか2坪のスペースで営業を始めた漫画専門古書店『まんだらけ』がサブカルチャーの道を切り開きました。『まんだらけ』の躍進を契機に、様々なジャンルのコアな経営者たちが集まり、中野ブロードウェイは次第に「サブカルチャーの聖地」としての地位を確立していったのです。

現在の中野ブロードウェイは、各種専門店のほか、レンタルショーケースや古い師が集まるコーナー、さらには世界的な前衛芸術家、村上隆さんらが出店したギャラリーも存在し、多彩なサブカルチャーが共存しています。また、サブカル色の強い店舗に加えて、地域密着型の店舗も混在していることが、その特異性と魅力を一層引き立てています。最近では国際的にも有名になり、外国人観光客の姿もよく見かけるようになりました。

一方で、中野駅周辺では大規模な再開発が進行中です。中野駅から徒歩5分の中野四季の森には、オフィスビルや早稲田大学、明治大学、帝京平成大学が既に進出しており、商業エリア・文教エリアとしての役割も担うようになりました。また、2023年に惜しまれつつも閉館した駅前の中野サンプラザ跡地には、オフィスや商業施設、ホテル、住居などで構成される多機能複合施設として、超高層ビルの建設が計画されています。

街並みや人の流れが変わろうとも、中野ブロードウェイの魅力は失われずにいて

CULTURE & ARTS BULLETIN

ほしいと願います。かつて香港に存在した九龍城砦は、20 世紀の改革から取り残され、無政府状態の中で独自の文化とコミュニティを形成しましたが、最終的には取り壊されてその歴史は公園として記憶されるのみとなりました。中野ブロードウェイにはそのように改革や再生に取りこぼされることなく、その特異な魅力を保ち続けることを期待します。これまでの「サブカルチャーの聖地」としての歴史を大切にしつつも、多様なカルチャーを受け入れていくことで、変わりゆく街の中でも多くの人々を引きつける存在であり続けることを願っています。

(瀧山 侑莉花)

【編集後記】

- ◇ Lawyer's pick では、カリフォルニア州における俳優やパフォーマーの声や肖像のデジタルレプリカの使用を禁止する法律の成立や「顧客満足度 No.1」表示に関する実態調査報告書、企業美術館の運営と資本の効率化の両立が問題となった DIC 川村美術館の休館問題について取り上げました。
- ◇ [本ニュースレター2024 年 9 月号 \(Vol.36\)](#) でも取り上げたデジタルレプリカは、急速に技術の進展がみられる分野であり、パフォーマーの権利保護の観点から、その法規制については特に国外で活発に議論されているところです。また、「顧客満足度 No.1」表示については、ファッション業界を始めとした事業においても、注目すべきトピックといえます。
DIC 川村美術館の休館については、資本の効率化が求められる上場企業が文化芸術分野に携わる場合に直面するジレンマが表面化した事例といえ、今後の動向に注目する必要があります。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：高橋 悠、山下 泰周)